

宇佐市スポーツ施設の予約に関する要綱

令和3年2月22日

宇佐市告示第37号

(目的)

第1条 この要綱は、宇佐市スポーツ施設条例（平成17年宇佐市条例第110号。以下「条例」という。）及び条例施行規則（平成27年宇佐市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、スポーツ施設の有効活用並びに使用者の利便を図るため、規則第3条第1項に基づく許可申請（以下「許可申請」という。）前に行う施設の予約について、規則第9条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 条例に規定する施設のうち次に定めるものをいう。
 - ア 総合運動場（多目的競技場、相撲場、武道場、弓道場、アーチェリー場）
 - イ 総合体育館
 - ウ 白宇津球場
 - エ 院内柔剣道場
 - オ 農村広場
 - カ 高並体育館
 - キ 平成令和の森スポーツ公園（屋根付運動広場石橋童夢、陸上競技場、テニスコート、野球場）
- (2) スポーツ行事 次に掲げるいずれかに該当する行事をいう。
 - ア スポーツ大会（全国大会、九州大会、県大会、地区大会又はこれらの予選会等をいう。）
 - イ 県又は市民を対象に行うスポーツ教室、スポーツイベントその他これらに類する行事
 - ウ スポーツ練習（通常練習、強化練習又は練習試合等をいう。）
- (3) 予約 許可申請前に施設を予約することをいう。
- (4) 優先予約 使用日の3ヵ月以上前に施設を予約することをいう。
- (5) 管理者 施設を管理する者（市、指定管理者又は施設管理受託者をいう。）

(予約の開始日及び制限時間)

第3条 スポーツ行事で施設を予約する開始日及びその制限については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別優先 次に掲げる行事の場合は、使用日の12ヵ月前の月の初日を優先予約の開始日とする。
 - ア 国、県又は市が主催するスポーツ行事
 - イ 大分県スポーツ協会及びその加盟団体（この場合において競技団体、地域スポーツ団体及び学校体育団体をいう。）又はそれらの上部団体が主催するスポーツ行事
 - ウ 指定管理者が主催するスポーツ行事
 - エ 100名以上が参加するスポーツ行事
 - オ 農村交流センター宿泊者によるスポーツ行事
 - カ 平成令和の森スポーツ公園陸上競技場にて開催するスポーツ大会
- (2) 第1優先 次に掲げる行事の場合は、使用日の6ヵ月前の月の初日を優先予約の開始日

とする。

宇佐市体育協会及びその加盟団体が主催するスポーツ大会

- (3) 第2優先 次に掲げる行事の場合は、使用日の2ヵ月前の月の初日を予約の開始日とする。ただし、予約は1施設1月につき40時間以内かつ土日祝日2回までを限度とする。

市内住所者によるスポーツ行事

- (4) その他 次に掲げる行事の場合は、使用日の1ヵ月前の月の初日を予約の開始日とする。

ア 市外住所者によるスポーツ行事

イ 前号ただし書の制限を超えるスポーツ行事

(優先予約の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるスポーツ行事の予約の開始日及びその制限については、別に定めるところによる。

(優先予約の方法)

第5条 施設を優先予約しようとする者は、あらかじめ空き状況を確認のうえ仮予約を行い、管理者が指定する日までに、宇佐市スポーツ施設優先予約申込書(様式第1号)(以下「予約申込書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、予約申込書の提出があったときは、先着順でこれを受け付けるものとする。

3 予約申込書を提出したもの(以下「予約者」という。)は、管理者が指定する日までに許可申請をしなければならない。

(遵守事項)

第6条 予約者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 施設を使用しないときは、速やかに管理者にその旨を申し出ること。

(2) 予約内容に変更が生じたときは、速やかに管理者に必要な指示を仰ぐこと。

(3) 管理者又はその職員の指示に従うこと。

(予約等の取り消し)

第7条 管理者は、予約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その予約又は許可(以下「予約等」という。)の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災等やむを得ないとき又はその他特別の理由がある認められるときはこの限りではない。

(1) 管理者が指定する日までに予約申込書を提出しないとき。

(2) 管理者が指定する日までに許可申請書を提出しないとき。

(3) 無断キャンセルを繰り返すとき。

(4) 偽りその他不正な手段により予約したとき。

(5) この要綱に基づく管理者及びその職員の指示に従わないとき。

(6) 条例第9条各号いずれかに該当するとき。

2 管理者は、前項の規定により予約等を取り消したときは、速やかにその旨を予約者に通知しなければならない。

3 第1項第3号又は第4号に該当したことにより予約等の取り消しの通知を受けた予約者は、当該年度において優先予約ができないものとする。

(使用が重複する場合の取り扱い)

第8条 施設の使用が重複する場合は、使用者間において必要な調整を行い、その結果を管理者に速やかに連絡するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、別に定めるところによりなされた施設の予約については、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。